

課題研究委員会規程

中小企業会計学会 理事会
平成 27 年 8 月 27 日 制定

(趣 旨)

第 1 条 本規程は、会則第 24 条に基づき設置される課題研究委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(構 成)

第 2 条 委員会は、3 名以上の会員をもって組織する。なお、研究目的を達成するために必要ときは、若干名の会員以外の者を委員会に加えることを妨げない。

2 委員会には、1 名の代表者を置く。ただし、代表者は正会員でなければならない。

(期 間)

第 3 条 委員会の研究期間は、原則として、毎年大会終了後の翌月 1 日から 2 年以内とする。

(研究費)

第 4 条 学会は、委員会に対し補助金を交付する。

2 補助金を交付する委員会の数及び各委員会に交付する補助金の額は、理事会がこれを決定する。

(研究の公表)

第 5 条 委員会は、研究の経緯及び成果を大会において発表し、『中小企業会計研究』で公開するものとする。

(申請手続)

第 6 条 委員会を組織することを希望する会員は、毎年 3 月末までに次の事項を明記した申請書（課題研究委員会設置申請書）を会長に提出しなければならない。

- ① 研究課題及び研究計画の説明
- ② 委員会の代表者及び構成員の氏名並びに所属機関
- ③ 研究期間

(審 査)

第 7 条 理事会は、申請書を審査し、課題研究委員会の設置を決定する。

- 2 会長は、課題研究委員会設置について、上記の決定に基づいて、委員会の代表者に通知し、かつ会員総会で報告する。

附 則

- 1 本規程の改廃は、理事会がこれを決定し、会員総会で報告する。
- 2 本規程は、平成 27 年 8 月 27 日から施行する。